

第21期第11回山口県内水面漁場管理委員会  
議 事 録

令和5年12月22日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第11回山口県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月22日(金) 午後2時～
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和5年12月15日(金)  
発した日
- 5 通知した議題  
(1)議題  
第1号議案 山口県漁業調整規則第13条第1項に基づく許可等の条件について(部長協議)  
第2号議案 新規の許可又は起業の認可について(知事諮問)  
第3号議案 令和6年の増殖目標量について
- (2)その他(報告事項)  
① 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について  
② 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果について
- 6 出席者  
(委員:9名)  
酒井 治己、米村 義信、岩本 憲慈、村田 初、吉岡 貞範、品川 石和、山本 美子、船崎 美智子、渡邊 毅  
(県及び事務局)  
農林水産部水産振興課  
課長 澁谷 賢司  
漁業調整取締班 主査 吉中 強  
主任 枝廣 直樹  
岩国・柳井・周南農林水産事務所 主査 小柳 隆文  
山口・美祢農林水産事務所 主査 田中 全  
萩・長門農林水産事務所 主任技師 岡本 訓明  
下関水産振興局 主査 金近 哲彦  
水産研究センター 研究員 古谷 泰平  
山口県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長 向井 秀  
書記 土井 健一  
書記 中元 佑香

## 7 付議事項及び審議結果

### (1) 議案

第1号議案 山口県漁業調整規則第13条1項に基づく許可等の条件について（部長協議）

【結果】原案のとおりで適当である旨回答することが決定された。

第2号議案 新規の許可又は起業の認可について（諮問）

【結果】原案のとおりで適当である旨答申することが決定された。

第3号議案 令和6年の増殖目標量について

【結果】原案のとおり決定した。

### (2) その他（報告事項）

① 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について  
事務局から報告がされた。

② 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果  
について  
事務局から報告された。

## 8 傍聴人 なし

## 9 審議の概要

向井事務局長 ただ今から、第21期第11回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、委員定数10名のうち9名の委員にご出席をいただいております。

漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

酒井会長 本日は、お寒い中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。  
議題が3件ということで、うなぎ稚魚漁業に係る議題及び増殖目標量に関する議題となっております。委員の皆様方の慎重なご審議をお願いし、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

向井事務局長 ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思いますが、当内水面漁場管理委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、

会長をもって充てる」こととなっておりますので、以後の進行は酒井会長にお願い致します。

酒井会長 議事に先立ちまして、先ずは、議事録署名人を指名したいと思います。今回は、村田委員、山本委員にお願いします。  
それでは議事に入ります。第1号議案「山口県漁業調整規則第第13条第1項に基づく許可等の条件について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。  
資料の1ページをお開きください。  
第1号議案について、令和5年12月14日付で、山口県農林水産部長から当委員会会長あてに協議がなされています。  
説明は、水産振興課からお願いします。

吉中主査 水産振興課の吉中です。着座にて説明いたします。  
資料の2ページをお開きください。  
うなぎ稚魚漁業ということで、これは、令和2年12月の漁業法改正に伴い知事許可漁業として、山口県漁業調整規則第4条第1項第2号で新たに「うなぎ稚魚漁業」を規定したものです。  
実際どんな漁業かといいますと、そこに枠で囲んでいますが、うなぎ稚魚漁業とは、うなぎの稚魚、20cm以下のうなぎですね、これを獲ることを目的とする漁業ということで定義されています。  
厚狭川においては、毎年、増殖行為として、うなぎの稚魚の採捕をされておりまして、規則の36条で全長20cm以下のうなぎは採捕禁止となっていることから、これまで規則48条に基づく特別採捕の許可で対応してきましたが、令和5年の12月以降、うなぎの稚魚、国の定義は、全長13cm以下のうなぎですが、このうなぎ稚魚が特定水産動植物となり、特別採捕の許可のみでは対応できなくなったために、今回、新たにうなぎ稚魚漁業の許可で対応するものです。  
4ページをお開きください。  
うなぎ稚魚漁業の許可を行うに当たっては、許可の条件を付すのですが、許可に条件を付す場合は、県で許可の条件集というものを定めておりまして、この中に条件を明記することとしています。  
今回、明記することについて、協議をさせていただくものです。  
そこに書いてある第1の3行目に下線が引いてありますが、今回新たに内水面において許可を行いますので、別表3として、この中に条件を規定して行くことにしております。  
実際どのような条件を付していくかということですが、5ページを見てください。

まず、漁業名としてはうなぎ稚魚漁業、漁業種類としては、たも網を使用するうなぎ稚魚漁業としています。

条件は、「(1)採捕したうなぎの稚魚は内共第〇号の漁場内に放流しなければならない」を付すこととしています。

うなぎ稚魚漁業については、うなぎの増殖行為、第5種共同漁業を受けている漁協が実施される増殖行為の場合に許可をして行く考えでありますので、採捕したうなぎについては、免許を受けている河川に放流をしてもらうということを考えています。

また、採捕数量を制限するというので、「(2)〇kgを超えてうなぎの稚魚を採捕してはならない」を付すこととします。

後、採捕従事者について制限するために、「(3)以下の漁業従事者以外の者を当該漁業に従事させてはならない」という条件を付すこととしています。

その他必要なものがありましたら、条件として定めることができるようにするために、「(4)その他、所長が必要に応じて定める」を規定しています。

今回、うなぎ稚魚漁業ということで、こういう条件を付けるということで、許可の条件集に規定するという事について、協議しています。

よろしくお願いします。

酒井会長           ただ今説明がありましたが、どなたかご意見はありますか。

米村副会長       漁業従事者は、申請に基づいて決めることができるのですか。

吉中主査           申請の際に、何処の誰を採捕に従事させますという一覧表を出していただこうと考えています。

それに基づいて、許可証に従事者を明記したいと考えています。

酒井会長           よろしいですか。

他にございませんか。

ないようでしたら、第1号議案について、「特に異議はない」との答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

酒井会長           全員、異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」旨の回答をすることとします。

次に、第2号議案「新規の許可又は起業の認可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

中元書記

資料の6ページをお開きください。

第2号議案について、令和5年12月14日付で、山口県知事から当委員会会長あてに、諮問がされています。

説明は、水産振興課からお願いします。

吉中主査

引き続き吉中から説明させていただきます。着座にて説明します。

資料7ページをご覧ください。

その下の方を見ていただきたいのですが、厚狭川でうなぎ稚魚の採捕はこれまで、特別採捕許可で行われてきましたが、今回からうなぎ稚魚漁業の許可で対応して行くということで、その表に記載しておりますが、漁業の許可をする場合には、許可の制限措置、操業区域や漁業時期等ですね、これと、許可の申請期間を内水面漁場管理委員会に諮問した上で、公示をします。

それに対して申請が出て来る訳ですが、その申請を審査して許可をして行く流れとなります。

今回、許可の制限措置と申請期間を定めるために諮問させていただいています。

9ページをご覧ください。

漁業種類は、たも網を使用するうなぎ稚魚漁業、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は1、操業区域は、1ページめくってください。

黄色のマーカーで示していますが、山陽小野田市厚狭川工業用水潮止堰下流端から同市下迫橋上流端までの厚狭川としています。

また、9ページにお戻りください。

漁業時期は2月1日から4月30日まで、漁業を営む者の資格は、内共第10号共同漁業権、これは現在の免許番号ですが、その内共第10号の漁業権者でかつ、内共第10号共同漁業権に基づく漁場の区域でのうなぎ増殖行為のため、うなぎ稚魚を採捕する漁業協同組合としています。

その隣に第14条第1項第1号、第4号、継続、承継とありますが、許可については、継続許可と承継許可ができるものがありますが、今回のうなぎ稚魚漁業については、継続とか承継はさせないということで、横線を引いております。

許可を申請すべき期間は、令和5年12月25日から令和6年1月24日までの1カ月ということにしています。

許可の有効期間は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までということで1年間としています。

漁業時期を2月1日から4月30日としていますので、実際に漁業をする時期は、この時期になります。

許可の条件ですが、先ほど説明しましたが、「(1)採捕したうなぎの稚魚(全長20cm以下のうなぎ)は、内共第10号の漁場内に放流しな

なければならない」、「(2) 3 k g を超えてうなぎの稚魚を採捕してはならない」、「(3) 裏面に記載した漁業従事者以外の者を当該漁業に従事させてはならない」を付す予定です。

以上、制限措置と申請期間は説明したとおりですので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

酒井会長           ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問、意見なし。-----

酒井会長           ご意見等がなければ、第2号議案について、「特に異議はない」との答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

酒井会長           全員、異議なしと認めます。第2号議案については、「特に異議はない」旨の答申をすることとします。

次に、第3号議案「令和6年の増殖目標量について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

土井書記           事務局の土井です。着座にて説明します。

資料の11ページをお開きください。

「第3号議案 令和6年の増殖目標量について」です。

増殖目標量については、この時期に毎年、諮っていただいております。

まず、1番目の増殖目標量ですが、おさらいになりますが、内水面の第5種共同漁業権は、漁業権者である漁協が資源の増殖と漁場の維持管理を通じて内水面の資源的価値を高めることと引き換えに免許されています。

このため、漁業権者である漁協が計画的に資源の拡大的増殖を行う必要から、毎年、内水面漁場管理委員会が増殖目標量を指示しているところです。

具体的な目標量は、増殖行為を行う上での基本的な考え方を示した「増殖目標量の考え方」、これについては、19ページに記載しております。

これに基づき、内水面漁場計画要望時に漁協から提出された今後10年間の増殖計画、委員会が調査した各漁業権者の翌年の放流等計画数量、を基礎として決定しているところです

資料の12ページに入ります。

令和5年の増殖目標量達成状況についてということで、あゆ、うなぎ、ます、もくずがにについては、全ての漁業権で目標を達成されています。

はやですが、1漁業権で増殖目標量が未達成です。

これは、島田川内水面漁協で、未達成です。昨年同様に平成30年の豪雨災害に係る災害復旧工事で産卵場造成予定箇所への立ち入りができず、実施できなかつたものです。

増殖目標量未達成に対する対応案としましては、災害復旧対応が続いており、はやの産卵場造成予定箇所に立ち入ることできない止むを得ない理由があることから指導文書の発出は見送りたいと考えています。

13ページには、あゆの令和3年から令和5年の増殖実績をまとめています。

14ページには、あゆ以外の魚種について令和3年から令和5年の増殖実績をまとめています。

こいについては、コイヘルペスの関係で実績はありません。

はやの産卵場造成の島田川のところですぐ×となっています。

続いて、15ページに各漁協の令和6年の増殖目標量です。

16ページをご覧ください。

あゆの令和6年の目標量について、まとめています。

令和5年の増殖目標量が左にありまして、真ん中が各漁協から提出された令和6年の増殖計画です。

その計画に基づいて、右側の欄に令和6年の増殖目標量を記載しています。

漁業権番号ですが、従来、芸防漁協が1番となっていますが、今度の漁業権切替えから広島県に移管されます。

従来、漁業権番号2番は、芸防漁協と木野川漁協の共有でしたが、木野川漁協が解散し、2号については漁場計画も樹立しないということです。

従来2号であった錦川の3漁協の免許番号が3号になります。以下、1号ずれることになります。

また、栗野川漁協が従来1種共同漁業の免許を受けていましたが、今回の切替で要望しないということになったため、深川川漁協からは2番ずれることになります。

基本的には、令和5年と同様に目標量を設定していますが、※2にあるように玖北漁協と三須漁協については、平瀬ダムによる漁場消滅により増殖目標量を削減しています。

続きまして、17ページ、ます類の増殖目標量です。

あゆと同じように、左側に5年の増殖目標量、真ん中に漁協の令和6年の増殖計画、右に令和6年の増殖目標量を示しています。

基本的には、令和5年と同様ですが、佐波川漁協が種苗放流と産卵場造成を組み合わせた形で計画を立てられていますので、それを増殖目標としています。

18ページをお開きください。

あゆ、ます以外の増殖目標量です。



うなぎ、ふな、もくずがに、はやということで、左側に令和5年の目標量、真ん中に漁協の増殖計画、右に令和6年の増殖目標量を示しています。

ふなについては、令和4年から令和6年までの3年間で、3,000尾放流することになっています。

まだ、放流していない漁協については、3,000尾の目標量としていますが、既に実施した榎野川漁協と厚狭川漁協については棒線としています。

以上で説明を終わります。

酒井会長           ただ今説明がありましたが、どなたかご質問、ご意見はありますか。

土井書記           すみません。増殖目標量の考え方ですが、19ページのあゆのところ  
です。

見え消しをしているところです。

これについては、前回の管理委員会で地域の実情に応じて10g以上の種苗を認めるため、令和6年に試験的な取組を行うということで、削除していますのでよろしくお願ひします。

酒井会長           ただ今の説明について、どなたかご質問等はございせんか。

米村副会長       令和6年の増殖計画ですが、これ以上放流するのは問題ないということ  
ですか。

土井書記           はい、目標量以上であれば、問題ありません。

酒井会長           他にございせんか。

よろしいですか。

他にご意見等がなければ、第3号議案について、原案のとおりで指示  
することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

酒井会長           全員、異議なしと認めます。第3号議案については、原案どおり指示  
することとします。

本日の議題は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。「令和5年度全国内水面漁場管理委員会  
連合会研修会について」を事務局より報告をお願いします。

土井書記           事務局の土井です。着座にて説明します。

資料の20ページをお開きください。

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果についてご報告します。

10月4日にこの場において、WEB形式で開催されました。

全国から140名が参加されました。

本県からは、米村副会長、岩本委員、村田委員、吉岡委員、山本委員、船崎委員、渡邊委員が参加されました。ありがとうございました。

研修内容については、茨城大学教育学部から「ミズワタクチビルケイソウが繁茂する条件を探る」について講演がされました。

国立研究開発法人 水産研究・教育機構の中村副部長さんから「内水面の漁協の経営改善と遊漁振興」について講演がされました。

酒井会長           ただ今報告がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

酒井会長           続いて、報告事項2「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果について」事務局より報告をお願いします。

土井書記           事務局の土井です。着座にて説明します。

資料の21ページをご覧ください。

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果について、ご報告します。

先月の9日に福岡県福岡市の博多サンヒルズホテルで開催されました。

今回現地視察もありました。

本県からは、酒井会長と私が出席しました。

出席者は、中国、四国及び九州地方の内水面漁場管理委員、基本的には会長です。それと事務局職員等44名でした。

議事についてですが、第1号議案令和6年度中央省庁提案事項については、原案について鹿児島県の意見を西日本ブロック協議会の意見として、全内漁管連へ提出することになりました。

提案事項については、資料を参考にさせていただいたと思います。

第2号議案のブロック照会事項については、広島県から下りうなぎの保護措置に係る海区委員会との連携について説明がされています。

第3号議案の次期開催県については、島根県になりました。

議事の後に講演がありまして、水産庁の百瀬課長補佐から「シラスウナギの資源管理」と「やるぞ内水面活性化事業」について講演がされました。

九州大学大学院農学研究院 望岡特任教授から「二ホンウナギを守る」

の公演がされました。

次の日に現地視察がありまして、黄金川に自生している川茸、スイゼンジノリを視察しました。

※にありますとおり、福岡県水産海洋技術センター内水面研究所を視察予定でしたが、交通渋滞により資料による説明のみとなりました。

以上で報告を終わります。

酒井会長           ただ今報告がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

米村副会長       ブロック会議終了後、会議結果等を内水面事業に携わっておられる各県への指導がなされていないのですが、全内漁連の方もこういう議題を重複して要望している訳です。

そこで双方の意見等を出し合って、もう少し実務的な対策となることができたら良いと思うのですが。

別々の組織ですので、その辺りは難しいとは思いますが、いかがでしょうか

酒井会長           なんとお答えしたらよいか-----

澁谷課長           せっかくの貴重なご提言ですので、全内漁連の方は全内漁連の方で、だいたい課題は同じようなものですので、お互い情報交換がうまくできるように、県の方でも情報提供しつつ、本県の内水面漁業にとってよい方向に向かえるように、引き続き取り組みをしてまいりたいと思います。貴重な提言ありがとうございました。

酒井会長           基本的にブロック協議会から提案報告として、意見が集約される訳です。多分そちらからも集まる。

それを翌年度の提案項目として、国土交通省や水産庁に要望する訳です。ですから集約された意見に対して、中央省庁がどのような反応をするのか。

その反応について、持ち帰り、また、報告がされる訳です。

こちらからは、県単で意見を出しているし、ブロック協議会で意見を集約して、まとめて、来年度の提案項目にします。

意見が反映されていないことはないと思います。

どう反映されているかは、多分、提案項目としてまとめられているものを見ないと分からないと思います。

米村副会長       全内漁連の場合は、各ブロックから、今、6ブロックありますから、それぞれ提案事項、要望事項を出しています。

それをまとめて振興大会で発表し、要望するという形です。

酒井会長 　　同じだと思います。

米村副会長 　　-----会長に資料を見せつつ発言-----  
（全内漁管連は、）全内漁連が出している様な申請は出していないと思います。

　　これは、全内漁連だけで出しています。

　　内水面の各単協の経営は非常に厳しいですので、こういうのも中にあるので、多分（全内漁管連の要望とは）だぶっていないと思います。

　　害魚をどうするのかとかいう点については、重複している点はあると思います。

酒井会長 　　内水面漁場管理委員会の連合会と内水面漁協の連合会ですよね、連絡をうまくするためには、統合した組織でなければならないということですよ。

米村副会長 　　繋がりを持ちながら協力しながらお互いに努力、進んだらと思います。これは、あくまで要望です。

澁谷課長 　　組織が違います。基本的には、この場で全内漁連がどのようなことをしているかは報告できません。

　　それができるのは、県がそれぞれの組織から要望を受けたり、国からの要望を承知しますので、そこは県が繋ぐことはできます。

　　その中で県として実現できるものについては、内水面漁連さんを通じるなどして、河川漁業がよりよくなるように取り組んでいきたいと思えます。

　　組織を一緒には現実的にはできません。その部分は県が対応するということになります。

米村副会長 　　全内漁連については、国交省、環境省、水産庁なりに直接、要望しますので、地方自治体の方へそれほど浸透していないのが現状です。

　　今、言われました全内漁管連は、一種、地方自治体の集合体だと思いますので、ある程度、浸透してご指導、ご支援が受けられるのではないかとこのころがありまして、ちょっといらんことを言いました。

酒井会長 　　全国の漁場管理委員会連合会でもそういう意見はありました。

　　全内漁管連からも要望が出て、全内漁連からも意見が出て重複するのは、削ったらどうかと言われる方もいました。

　　だけど、それは、両方から同じ要望が出た方が強いのではないかとこのころ意見もありまして、どうしたら良いか私には分かりませんが、まずは、県も両方に関りがあります。

県の中で整理されたらよいと思います。  
貴重なご意見です。  
他にありますか。

村田委員 米村副会長の意見ですが、ディスカッションの場が必要なのではないのでしょうか。

最終的には法律の問題になるのは分かっていますが、そこに至るまでに優秀な人を集めて、そこで内水面の問題点をこんな問題があるね、それに対しては、こういう解決方法があるねとか、そういう討論の場があっても良いと思います。

そういう中から出てきた要望を県なり国なりに上げる。  
上げる前の話合いが必要と思います。

米村副会長 そうですね。

河川は、1級河川、2級河川に分かれております。国交省関係であれば、1級河川。中央からの指示なり支援なりは、割合スムーズに行っていますが、2級河川は地方自治体になりますので、どうしてもワンクッション置くとかそういうことで、どうしても末端まで波及しないケースがあるもので、ちょっとそのあたりについてお願いということなのです。

酒井会長 各漁協あるいは、連合会からの意見は、県で把握する訳ですね。

それに基づいて、増殖目標量等を決めていて、必要とあれば、漁場管理委員会が所掌していることであれば、県の法的代理として対応する訳ですから、仕組みとしては、通じない仕組みではないと思います。

漁場管理委員会として、漁連の意見を聴取して何かした方がよいと県が判断すれば、そうしたら良いと思います。

いきなり一緒になっても何を話合うのかということになります。

澁谷課長 一緒にしてくれということではないと思います。

現在の窮状や実情を上げつつ、いいものがあれば、県の中で-----

酒井会長 漁場管理委員会に相談した方が良いということであれば、相談していただくことになると思います。

何れにせよ、どちらも良くなればということです。

適切に差配していただいたらと思います。

他にございませんか。

それでは、特になければ、以上で本日の委員会を終了します。

慎重な御審議ありがとうございました。

(14 : 40 終了)

上記のとおり第21期第11回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人